

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務委託契約書

南房総市地域包括支援センター〇〇〇〇(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)とは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援委託業務(以下「委託業務」という)について、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(委託内容)

第1条 甲は、本契約書により介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他関係法令に規定する介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援(以下「介護予防ケアマネジメント等」という。)の業務を委託し、乙はこれを受託する。

(実施方法)

第2条 甲は乙に対し、介護予防ケアマネジメント等の対象者を介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務依頼書(以下「依頼書」という。)により通知し、併せて利用者基本情報・認定調査結果及び主治医意見書を乙に交付する。

2 乙は、前項の規定により通知された介護予防ケアマネジメント等対象者に対し、依頼書の記載内容に従い介護予防ケアマネジメント等を実施する。

3 乙は、介護予防ケアマネジメント等を行うに当たり、あらかじめ介護予防サービス・支援計画表を甲に提出し、確認を受けるものとする。

4 乙は、介護予防ケアマネジメント等を行ったときは、サービス利用票及びサービス利用票別表を甲に提出し、確認を受けるものとする。

5 乙は介護予防ケアマネジメント等の評価の確認を受けるため、甲の指定する期日までに、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援・サービス評価票を甲に提出する。

(受託者の義務)

第3条 乙は、その事業所に従事する介護支援専門員に介護予防ケアマネジメント等を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、あらかじめ、介護予防ケアマネジメント等に従事する介護支援専門員に係る名簿及び前項の資格を証する書類の写しを、甲の求めに応じて提出するものとする。

3 乙は、介護予防ケアマネジメント等に従事する者に対して、その研修の機会を確保し、その資質の向上に努めるものとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する対価として、介護予防ケアマネジメント等を実施した対象者1人につき1月あたり、次に定める単価を乗じて得た額を委託料として乙に支払うものとする。

対象者1人につき1月あたり 3,800円(消費税 281円を含む)

2 初期加算分について、対象者1人につき1回に限り3,000円(消費税 222円を含む)を支払うものとする。

3 対象者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等につき、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として3,000円(消費税 222円を含む。)を支払うものとする。

(委託料の支払い)

第5条 第4条に規定する委託料の支払いは、介護報酬の内委託料相当分を、乙が甲に代理して千葉県国民健康保険団体連合会から受領する代理受領方式によって支払うこととする。

2 代理受領により委託料が乙に支払われた時点で、甲に対する乙の債権は消滅するものとする。

3 甲は、代理受領委任状(様式第1号)を保険者である南房総市へ提出するものとする。

(契約期間)

第6条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 上記契約期間満了日の前に、文書により契約終了の届出がない場合は、自動更新されるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別に理由があると認めるときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときには、乙に対して委託業務の実施状況につき、報告を求め、又は調査し、若しくは指導することができる。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。損害額は甲乙協議して定める。

(事故が発生した場合の措置)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに甲にその状況を直ちに報告し、その指示を受けるものとする。

(守秘義務の遵守)

第12条 乙及び介護予防ケアマネジメント等に従事するものは、業務上知り得た個人に関する情報その他の秘密を漏らしてはならない。

2 前項に係る事項につき、乙及び介護予防ケアマネジメント等に従事する者は、甲が指定する誓約書を作成し、提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の実施(個人情報等の漏洩等を含む)に関して、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上定める。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に規定する基準に抵触し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の指定を取り消されたとき。
- (3) 南房総市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条1号エによる承認が取り消されたとき。
- (4) その責めに帰すべき理由により、契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

2 前項各号の規定により契約を解除した場合において、乙が偽りその他不正の行為により第4条に規定する委託料の支払いを受けたときは、その支払った額を返還させるものとする。

(付則)

第15条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 委託者

千葉県南房総市〇〇〇 〇〇番地

社会福祉法人 〇〇〇

南房総市地域包括支援センター〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 ㊟

(乙) 受託者

法人住所

法人名称

居宅介護支援事業所名称

代表者名 ㊟